物品供給等契約案件における随意契約結果について（特名随意契約）　　2 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（注1）（随意契約理由番号）	WTO
1	ハンディターミナル関係機器長期借入（再リース）	情報処理用機器	大阪ガスファイナンス株式会社	1,855,923	平成30年2月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号	G7	―

（注1）文中、「地方自治法施行令第１６７条の２第１項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

１　案件名称

ハンディターミナル関係機器長期借入（再リース）

２　契約の相手方

大阪ガスファイナンス株式会社

３　随意契約理由

本案件は、点検業務（水道料金等の算定に必要な水道メータ検針及び水道使用量等のお知らせの発行等）及び未納整理業務（水道料金等の回収業務等）で使用するハンディターミナル機器を借入するものです。

本借入機器は、平成 30 年２月末でリース期間が終了するため、一般競争入札による新規契約を行う必要があり、発注事務を進めていましたが、平成 29 年３月に契約管財局より仕様書記載の機器保守の項目が印紙税の課税対象となるおそれがあるとの指摘を受けたことから、関係部署へ確認作業を行い、平成 29 年６月に課税対象とはならないとの回答を得ました。

その結果、当初想定より発注事務が３か月遅延したため、今後の調達事務スケジュールを考慮すると、平成 30 年３月からの借入開始に間に合わなくなり、平成 30 年度まで借入開始時期を延期せざるを得なくなりました。

本案件は、平成 29 年７月から、情報セキュリティ監査や大阪市水道局情報セキュリティ対策基準の改定に伴うセキュリティ機能の強化を考慮した仕様書の内容の精査等に３か月を要しましたが、これに加えて契約管財局との事前調整から入札実施、契約締結までに約６か月、さらに機器及びシステム開発入札期間、システム開発、環境設定、各種動作テスト等の完了までに約 11 か月かかることから、各種動作テスト完了は平成 31 年２月末となります。

現借入契約の借入期間が平成 30 年２月 28 日までとなっておりますが、本借入機器は点検業務及び未納整理業務は、お客さまや市民生活に支障をきたすことなく事業の円滑な実施を確保することに必要不可欠な機器であることから、平成 30 年３月１日以降、新たな契約相手方が借入開始するまでの必要最小限の期間は、引き続き現借入業者に随意契約により再リースする必要があります。

よって、平成 30 年３月１日から平成 30 年３月 31 日までの借入について、上記業者と特名随意契約を契約締結します。

４　根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第１項第２号

５　担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06－6616－5475）